

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（設立の認可の申請） 第四条 法第二百六十五条の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。 「一〇五 略」 六 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p>	<p>（設立の認可の申請） 第四条 「同上」 「一〇五 同上」 六 役員が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第二項において被保佐人とみなされる者を含む。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第五百一十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p>
<p>七 役員が法第二百六十五条の十六各号の規定（同条第二号の規定のうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に係る部分を除く。）に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したものであるもの 「八・九 略」</p>	<p>七 役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第四号の規定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したものであるもの 「八・九 同上」</p>

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)
第六条の二 法第二百六十五条の十六第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。